

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 こども応援隊
所 在 地	尼崎市南武庫之荘1-8-7
評価実施期間	平成27年 6月10日～平成28年1月26日 (実地(訪問)調査日 平成27年12月1～2日)
評価調査者	HF06-1-0034 HF06-1-0038

※契約日から評価
結果の確定日まで

2 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 安倉中保育所	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 樋口 眞智代	開設(指定)年月日： 平成 元年 4月 1日
設置主体： 経営主体：宝塚市	定員 60名 (利用人数) 64名
所在地：〒665-0822 宝塚市安倉中3丁目2-1	
電話番号： 0797-84-2313	FAX番号： 0797-84-2382
E-mail： m-takarazuka0064@city.takarazuka.hyogo.jp	ホームページアドレス： http://www.city.takarazuka.hyogo.jp

(2) 基本情報

理念・方針 理念：「子どもの最善の利益、子どもの福祉の増進を図る」 方針：「一人一人を大切にする保育」						
力を入れて取り組んでいる点 ・食育(菜園活動・稲作体験) ・地域との交流(保育所・幼稚園・小学校・中学校・養護学校・子ども発達支援センター)						
職員配置 ※()内排働	職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数
	施設長	1 ()	保育士	14 (7)	調理員	3 (1)
	保育補助員	(1)	用務員	1 ()		()
		()		()		()
施設の状況 阪急電鉄「逆瀬川」駅よりバスで10分の所に位置し、閑静な住宅街にあり、家庭的な雰囲気のある保育所です。保育所の前にある広い田んぼは、地主の好意で年間を通して開放されており、一年中身近な自然と触れ合うことの出来る環境にあります。隣接する宝塚市立子ども発達支援センター・私立保育園や安倉小学校・安倉北小学校・安倉中学校・宝塚市立養護学校との交流も行っています。						

3 評価結果

○総評

◇特に評価の高い点

宝塚市2次次世代育成支援行動計画として「アクションプログラム」を策定されて、平成27年からの5ヵ年計画に基づいて、「保育理念」「保育の基本方針」の実現に向けた取り組みが行われています。

宝塚市としてのマニュアルや規定が構築され子どもの関わり方や保護者への情報提供等に統一されたサービスが提供されていました。

子どもが主体的に生活を進めていけるような保育内容になっており、異年齢での関わりや地域との連携を大切にしている保育が感じられました。

◇さらなる取り組みに期待する点

施設として、「中長期ビジョンと取り組み」や「事業計画」は作成されていましたが、職員や保護者への配布や説明が行われていませんでした。

周知するためには、年度初めの職員会議で説明したり、保護者懇談会での資料配布などを行うとより効果的になると思われます。

「インシデント（ヒヤリハット）アクシデント報告書」を提出して、事故の予防をしていますが、事故の結果についての報告が多く、日常の保育場面での危険なケースを抽出することにより事故が予防されることが考えます。

宝塚市の作成されているマニュアルや規定を地域や保育所独自のものに展開し見直しが行なされるとさらに地域に合ったサービスの提供ができ、またその保育が子ども一人ひとりを受容する取り組みになると思います

◇総合所見

宝塚市としての次世代育成支援行動計画も2期目となり、初期の課題や問題を改善した第2次の「宝塚市アクションプログラム」を策定されていました。

それらに加えて宝塚市次世代育成支援行動計画として、「たからっこ育み」プランを作成したり、子育て支援センターでの積極的な活動をしたり、計画を実行されている様子が伺えました。

家庭や地域を配慮し、一人一人の子どもの育ちを丁寧に支え、育まれている保育体制が室内環境や保育者の関わり方で感じられました。記録の取り方や会議録等の記述に改善があると今後見直したり、改善したりする際の資料として活用できると感じました。

○ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

受審にあたり、職員一人一人が自己評価をもとに自らの保育を振り返り、自身の保育、年齢毎の保育、乳児保育、幼児保育、異年齢保育と、日々の保育を見直す機会となりました。

保育の道標となる保育理念・保育目標等は勿論、数々のマニュアルや、宝塚市としての保育プログラム等についても読み見直し、再確認できたことは何よりの成果だと感じています。

今回の受審では、自らの保育、そして安倉中保育所の保育が語れるかという問いかけをしていただいた気がします。保育内容を理論的に考えることにより、保育者としての自覚や保育の向上心にも繋がりました。

また保育所利用者からのアンケートでは、利用者側の意見を知る機会となり中でも不便さについての意見は貴重で、その内容について職員全員で話し合うことが出来、改善することが出来ました。

受審により学びの機会を得たことを実感すると共に、利用者と共に子育てを行い信頼関係を結ぶことの大切さを再確認しました。

今後も更に保育内容や保育の質の向上に向け、努力していきたいと思えます。

○各評価項目に係る第三者評価結果
(別紙1)

○各評価項目に係る評価結果グラフ
(別紙2)

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	a
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員等に周知されている。	a
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a

特記事項

- 保育理念を「子どもの最善の利益、子どもの福祉の増進を図る」と定め、「宝塚市保育所のしおり」や「ごあんない」に掲載している。
- 理念に基づく保育の基本方針として、「一人一人を大切にする保育」と明文化して、更に「保育の基本目標」「人権保育の推進」「安倉中保育所の基本方針」など具体的な内容へ繋がりがみられた。
- 理念や基本方針は、職員への周知は、3月の「ごあんない」の見直しの際に配布して確認したり、4月の「月案検討会」において説明したりするなど、継続した取り組みが行われている。
- 保護者への周知として、理念や基本方針を職員室前に掲げ、また「ごあんない」や「保育所のしおり」に掲載して理解をすすめている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	a
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	b
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	c

特記事項

- 第2次次世代育成支援行動計画（平成27年～31年）として「宝塚市保育アクションプログラム（保育の質の向上をめざして）」を整備している。
その内容は、①保育実践の改善、向上のために取り組み②子どもの健康及び安全の確保③保育士等の資質、専門性の向上④保育を支える基盤の強化について具体的な内容となっている。
- 「宝塚市保育アクションプログラム」に基づいて、①職員の資質向上②すべての子育て家庭への支援の取り組み③環境の整備④事業計画の評価についての項目で事業計画が策定されている。

- 事業計画は、所長を中心にして策定しているが、職員の参画がみられなかった。また、事業計画の再確認や見直しは、計画に取り組みがみられなかった。
- 事業計画は、職員に配布されておらず、説明などの周知がみられなかった。
- 事業計画の保護者への資料の配布や説明が行われていない。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a

特記事項

- 管理者である所長の役割と責任を「管理職の基本的な職務」に文章化して、「運営に関すること」「働きやすい職場環境をつくる」「研修研究活動に関すること」「渉外活動に関すること」など具体的な内容になっている。また、有事の際には所長からの指示の基で各担当者が対応するマニュアルが作成されている。
- 「管理職研修」や「所長会」に参加して、法令遵守などの理解し、職員への伝達が行われている。
- 保育の質の向上のため、所長は「保育打ち合わせ会」「ミーティング」「月案検討会」に参加して、課題を把握し、改善のための提案などを行っている。
- 経営や業務については、「宝塚市こども未来部こども育成室保育企画課」と連携して、環境の整備に取り組んでいる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査等が実施されている。	c

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉事業については、「宝塚市次世代育成支援行動計画」や「宝塚市子ども子育て支援事業計画（たからっこ育みプラン）」により、宝塚市全体の動向を把握している。 ● 経営に関することは、宝塚市保育企画課と連携して取り組みを行っている。また、「児童名簿」により在園児の推移を分析し、予算の執行状況を随時確認しながら、課題の改善などを行っている。 ● 市や県の監査は行っているが、外部の監査は行われていない。
--

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れを適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入と育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 人事の管理は、宝塚市保育企画課が行い、クラス配置は保育所にて行うシステムになっている。 ● 宝塚市の人事評価に基づいて、人事課が年2回行っている。保育所内では、毎年10月、3月に自己評価チェックリストを活用して個人面談を所長が行っている。 ● 勤務実績については、毎月、宝塚市保育企画課に報告を行い、就業状況の確認を行っている。また、宝塚市役所内に健康相談室があり、必要に応じてカウンセラーや専門家に相談できるシステムがある。 ● 宝塚市福利厚生事業があり積極的に取り組んでいる。

- 「宝塚市公立保育所研修計画」を策定し、基本方針・基本目標・研修体系・研修項目など具体的に定めて明示している。
- 「宝塚市公立保育所研修計画」に基づいて、職員一人一人に「個人用研修計画及び実施票」を作成して実施している。
また、職員個人に「キャリア確認票」があり、転勤してからも、継続的に研修に取り組めるようなシステムが構築されている。
- 研修終了後は、復命書（研修報告書）を提出して、研修内容・感想・資料添付などを記録している。
また、研修内容については、「保育打ち合わせ会」にて報告と情報の共有をしている。
- 「保育実習生」についてのマニュアルを策定し、実習生の受け入れの意義・保育実習として実習で学んでほしいこと・実習担当者について・事前オリエンテーションでの確認事項など具体的な項目を掲載して受け入れを行っている。

II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a
II-3-(1)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対処方法については、全職員にも周知している。	a
II-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している	a

特記事項

- 危機管理に対応するために「保育所危機管理（園内・園外）」「災害時対応」「火災発生」「地震発生」「不審者侵入時における対応」など様々なマニュアルを作成して体制を整備している。
- 災害に対応するためには、「災害時対応マニュアル（地震・台風・風水害・竜巻）」「緊急災害時引き渡しカード」などを策定している。
毎月、消防署に出向いて、避難訓練の報告書を提出して連携が取られている。
また、災害時の持ち出し用のリュックを各クラスに用意し、食料等の備蓄も行われている。
- 事故予防に対しては、「インシデント（ヒヤリハット）アクシデント報告書」「事故防止チェックリスト」「安全点検表」「衛生管理票」を用いて、リスク管理をしている。
- 食中毒対応については、「宝塚市保育所保健衛生管理マニュアル」に基づき、「食中毒防止マニュアル」「食中毒を疑うときの対応」を策定している。
また、関係職員は、年2回衛生に関する研修に参加している。
- 不審者対応については、「不審者侵入時等の初期対応」「園外保育時の不審者に対する安全対策」を策定して周知している。
また、安全教室も含めて、年1回警察と地域の情報共有なども行っている。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	b
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a

特記事項

- 「宝塚市アクションプログラム」には、「地域機関との連携」を記載し、「中長期ビジョンと取り組み」には「地域子育て支援の充実」などを明文化し、地域との関わりや考え方が反映されて実践している。
- 地域の子育て家庭が参加できるように「安倉中保育所にようこそ」として、園庭開放、おたまじゃくクラブ、子育てサロン、身体計測などを行っている。
歯磨き指導、夕涼み会、和太鼓、移動動物園、やきいもなどは、地域の子どもも参加出来るようになっており、隣接する子ども発達支援センターとも連携した取り組みもみられた。
- 「ボランティア受入について」を策定して、方針、受け入れ条件（事前説明・申込書・ボランティア保険加入など）、受入にあたっての確認事項を明確に定めて体制を整えている。
- 宝塚市が作成している、子育てガイド「たからばこ」を母子手帳と共に配布して、地域の状況や子育て支援グループ、おでかけマップ、医療、相談など社会資源についてお知らせをしている。
- 地域の関係機関とは、「人権ブロック研修会」「保育所、幼稚園交流」「保幼小中連携」「安倉の子どもを守る会」「要保護児童対策地域協議会」に参加して、情報の共有と連携が図られている。
- 地域の福祉ニーズについては、宝塚市保育課や子育て支援センター「すくすく」との連携により、情報を把握している。
- 地域の福祉ニーズに基づいて、「安倉中保育所にようこそ」として、園庭開放、おたまじゃくクラブ、子育てサロン、身体計測などを行っている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者の満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みを確立し十分に周知・機能している。	a
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 「宝塚市人権保育基本方針」に沿って、保育所職員人権研修を実施し、全職員が参加している。 「ごあんない」にも、「人権保育の推進」や「安倉中保育所の人権保育目標」を定めて、保護者にも周知している。 ● プライバシー保護については、「宝塚市保育所個人情報保護マニュアル」を策定して、目的、基本方針、管理責任者、保育所のもつ個人情報、利用目的、適正な管理を具体的に定めて管理している。 保護者とは、「保育所入所児童の個人情報の取り扱いに関する同意書」を取り交わしている。 ● 保護者会が主体となり毎年アンケートを実施し、結果に基づいて保護者会代表と所長が協議して回答をしている。 行事の後には、意見や感想などを「連絡ノート」に記載してもらうように案内をしている。 ● 「ごあんない」には、「ご意見・ご要望・ご相談等について」を掲載して、口頭、連絡ノート電話、ご意見箱での受付を案内し、保育所以外の相談窓口も掲載している。 ● 苦情解決制度を制定して、宝塚市の福祉等におけるサービスに関する相談（苦情）申し出窓口についての案内をしている。 ● 保護者からの意見に対しては「宝塚市福祉サービス苦情解決制度実施要綱」に基づいて、「ご意見、ご要望に対する対応の仕組みについて（対応マニュアル）」を策定している。 日常の苦情に関しては、事務日誌に詳細や対応内容を記録している。
--

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	a
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 「自己評価ガイドライン」に基づいて、「保育士のための自己評価チェックリスト」を用いて年2回自己評価を行っている。 平成21年に第三者評価を受審しており、宝塚市としても毎年継続して受審をすすめている。 ● 自己評価に基づいて、個人面談を行い、課題を明確にして、共有・改善を行っている。 ● 標準的な保育サービスが提供できるように、「育児マニュアル」「発達のポイント」「保育のスタンダード」「おもちゃリスト」「宝塚市立保育所の給食について」「食事のスタンダード」を文書化して実施している。 ● 標準的な保育サービスを実施するために「サービス実施計画の評価見直しフローチャート」に基づいて見直しが行われている。 ● 「カリキュラムの記入のポイント」が共通理解されている。 月案・個別指導計画・週案等記述すべき内容が偏らないように「ポイント」を明示し作成するシステムが構築されている ● 管理体制は「宝塚市が定めたもの」に基づき、文書・人事・財務・保育全般・人権・特別支援・地域子育て支援・一時・保護者会・給食・安全・保健・施設管理等の規定がある。 個人情報保護マニュアル等に基づき同意書を交わし管理されている。 ● 利用者の状況に関する情報はケース会議・職員会議・申し送り書等で共有するシステムがある。
--

III-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
III-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
III-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
III-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a
III-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
III-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者が必要な情報の提供として、園内の掲示をはじめ、「たからばこ」「園のしおり」「パンフレット」、ホームページがあり、分かりやすい内容になっている。 ● 「保育所のしおり」「ごあんない」に沿って説明する機会がある。 また、園見学・体験希望者にも資料が準備し対応されている。 ● 公立保育所で統一されたシステムがあり「転所取り扱い引き継ぎ書」等に記載されており「相談記録」も保存している。 保育終了児に対して、子育て相談の受け付けを継続して出来ることを知らせている。
--

III-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
III-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
III-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	a
III-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 個別の記録は「健康記録票」「経過記録」「児童表」「面接表」等、統一した様式で記録し、管理されている。 また、職員会議等で申し送りをしたり検討の必要な際は所長会等で確認及び審議する体制がある。 ● 年間計画から、月案・週案・個別計画に移行していくシステムがある。 月案検討会では、子ども一人一人のねらい等から保育の見直しも行われている。 ● 年間計画表に基づき、ミーティングや検討会議は、日時、司会者、書記、検討内容があらかじめ周知され会議に参加している。 保護者からの意向は、月案検討会等の際に担任から説明があり保育に反映している。
--

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果
A-1-(1) 養護と保育の一体的展開	
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている	a
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
A-1-(2) 環境を通して行う保育	
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人物・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(3) 職員の資質向上	
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a

特記事項

- 保育課程は児童憲章・児童の権利に関する条約・児童福祉法・保育所保育指針等に基づき宝塚市の保育の基本が作成されている。
また、その内容は子どもの背景や地域家庭の状況を踏まえて計画し、職員参画のもと定期的に評価・改善している。
- 子どもたち一人一人の生活リズムに合わせた関わりができるよう配慮されており、玩具、衛生管理、関わり方、記録の方法も様々なマニュアルを基に関わりが行われている。
宝塚市主催の「0歳児担当者研修会」に参加し、その内容は、食事・栄養・衛生・誤飲誤食・ミルクの作り方等具体的なものとなっている。
- 1・2歳児の保育では、月案検討会議に担任・係長・所長が参加し、保育や環境の見直しを行っている。
子どもの見守りでは一人一人の育ちに応じて関わられるよう配慮しており、安心して自発的に遊べるよう環境や関わりを持っている。
保護者に対しても日頃の状況や育ちの相談・報告ができるよう取り組まれている

- 3歳以上児に対しては異年齢保育の指導計画を基に4・5歳児（くじら組）としてクラス運営を行っており、「にじのひ」には2グループでの様々な遊びや行事が行われている。
- 小学校との連携では、「保幼小連携年間計画」を基に交流を計画している。
推進事業として27年度から接続カリキュラム・「TAKARAっこジョイントカリキュラム」を進め、意見交換をしたり、小学校の実態を聞いたり、幼・保の様子を伝えたりすることにより、子どもの育ちを共有している
- 保育所の環境は「宝塚市の保育所における環境管理ガイドライン」に基づき整備している。
今年度はおもちゃリストの見直しをテーマに取り組みがみられた。
また、「安全点検表」「事故防止チェックリスト」活用し、点検・整備を行っている。
- 基本的な生活習慣を身につけられるよう「育児手順マニュアル」に基づき食事・排せつ・着脱・清潔・休息等の援助を行っている。
また、個人差に合わせて一人一人の関わりを大切にされ、室内遊び・戸外遊び等も計画の基に行われている。
- 子どもが主体的に活動し、友だちとの共同的体験ができるよう環境を整備し、興味関心・探究心が起こるようなコーナーづくり、異年齢の子どもたちが自然に関われるような異年齢保育計画、自ら気付いて考えたり、協力し合ったり自発的な関わりが出来るように計画をしている。
- 身近な自然に関われる環境作りとして、菜園活動計画を通して園前の田んぼや畑での栽培・園外保育の機会が持たれている。
田んぼ活動では地域の方との協力で自然体験が行え、田植えから収穫し、実際に食すところまで計画が実行されている。
保育室横のテラスにも自然に触れ合えるようプランターによる季節の野菜の栽培もおこなっている
- 指導計画の表現では、2歳児から言語の表現では読み聞かせ・歌・わらべうたを取り入れ、様々な言葉を聞いたりすることで言葉での表現力を培う機会を持っている。
- 「自己評価ガイドライン」に基づいて、「保育士のための自己評価チェックリスト」を用いて年2回自己評価を行っている。
また、自己評価に基づいて、個人面談を行い、課題を明確にして改善を行っている。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性	
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
A-2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場	
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状況に応じて実施している。	a
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制	
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a

特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども一人一人の理解を深めるための援助ができるよう、個別計画を作成し課題を明確にし、生活習慣・運動機能・言語・対人関係・情緒・遊び・等を記録し、クラス検討会議で話し合われている。 ● 障がいのある子どもに対しては、「特別支援保育担当者」が配置され、個別計画を作成し、ケースカンファレンスでは年間3回担当者の研修会が行われている。 ● 長時間保育の対応では日課を立てて進めており、職員全体が確認できる引き継ぎ書が利用されている。 また、家庭連絡ノートにより乳児の生活の内容を伝達し、継続した関わりができるシステムがある。 ● 子どもの健康管理は、健康記録票に記載し、追記しながら継続した見守りが行われている。 保健計画や、「保健衛生マニュアル」に基づき、各自の健康状況や既往歴等を把握し一人一人の育ちを支えている。 ● 「宝塚市保育所食事のスタンダード」を基に統一した関わりができるよう職員周知されている 食事を楽しむことのできる取り組みは菜園活動で作物の育つ課程（種まきから収穫まで）を体験し、クッキングや給食で喫食することで食べ物に対する意識を育てる取り組みがある。 ● 子どもにとってふさわしい食生活を進められるよう保育者と調理師と連携し、喫食状況・残食を確認・見直しをし、献立や調理方法に反映している。 材料に対しては、安全で旬な食べ物や栄養価の高いもの等を提供している。 ● 健康診断・歯科健診を実施し結果は、健康診断実施報告書により報告するシステムがある。 保護者とのやりとりは健診前に相談表を配布し、結果は個別に知らせている。

- アレルギーのある子どもに対して「アレルギーの会議」が毎月行われ、献立作成・食物アレルギー除去チェック表等を読み合わせている。
また、診断書と共にアレルギー生活管理表に明記してもらうシステムがあり、食事の提供の際は、アレルギーチェック表を作成し、保育者・調理師の2重チェックを行っている。
- 「衛生管理表1・2」に基づいて食中毒発生時の対応や衛生管理が行われている。
衛生管理研修に参加し、食中毒や異物混入などの事例を基に振り返り、見直す機会がある。

A-3 保護者に対する支援

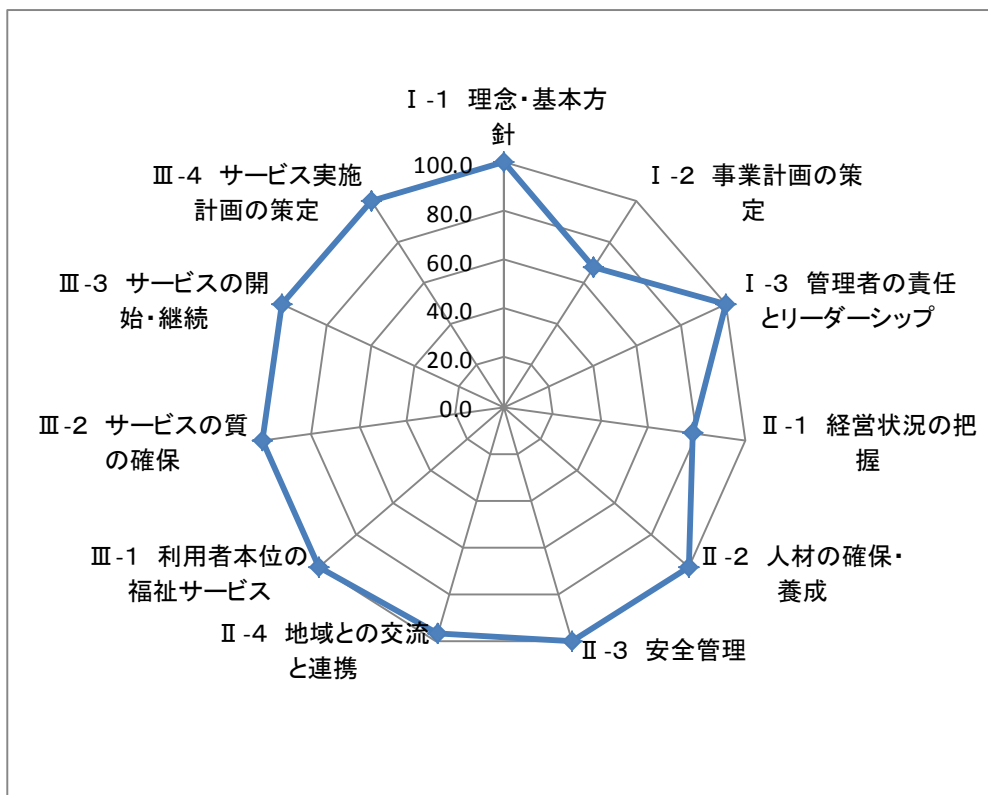
	第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携	
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得ているための機会を設けている。	a
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a

特記事項

- 子どもの食生活を充実させるため食育計画が作成され進められている。
試食会を行ったり、サンプルを展示したり、献立表の配布等で食への関心が持てる取り組みが行われている。
献立作成の過程も「ごあんない」に明記され、保護者にも食事に関する情報を知らせている。
- 家庭と保育所の連携として「個人懇談」「家庭訪問」などを行い個別のかかわりを大切にしている。
また、連絡ノートを使って日常の情報交換が行われている。
児童票は入園時から卒園時まで継続して記録されており、振り返りしながら一年の育ちを個人ファイルに記録・保存している。
- 保護者への保育の理解は「個別懇談」「保育参加」を設け理解を深められるよう取り組まれている。
保護者会では、夕涼み会や行事を協賛し、子どもたちのために双方で協力し合っている姿勢が見られる。
- 児童虐待に対する取り組みは宝塚市全体で取り組まれており、「虐待防止マニュアル」「虐待防止フローチャート」などを整備し、周知されている。

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	14	14	100.0
I-2 事業計画の策定	22	15	68.2
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	15	15	100.0
II-1 経営状況の把握	9	7	77.8
II-2 人材の確保・養成	35	35	100.0
II-3 安全管理	22	22	100.0
II-4 地域との交流と連携	31	30	96.8
III-1 利用者本位の福祉サービス	35	35	100.0
III-2 サービスの質の確保	34	34	100.0
III-3 サービスの開始・継続	16	16	100.0
III-4 サービス実施計画の策定	17	17	100.0



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 養護と保育の一体的展開	40	40	100.0
1-(2) 環境を通して行う保育	44	44	100.0
1-(3) 職員の資質向上	5	5	100.0
2-(1) 生活と発達の連続性	23	23	100.0
2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場	27	27	100.0
2-(3) 健康及び安全の実施体制	9	9	100.0
3-(1) 家庭との緊密な連携	25	25	100.0

